

OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門

オープンソースソフトウェアの「育」を拓く
オープンソースカンファレンス
2019.Enterprise

2019年10月10日(木)

OSSライセンス姉崎相談所

姉崎章博

「法律のうえでではなく「プログラムですが」 ソフトウェアも著作物のひとつです」か？

そう、よく聞きますよね。

『OSSライセンスの教科書』でも記述あり
「昭和60年の法律改正でプログラムも著作物
として保護されることとなりました」
という先生方のご説明もよくみかけますよね。

どこに、規定されているのか？

「ソフトウェア」ではなく「プログラムですが」 著作権法のどこで規定されているのか？

日本国著作権法
第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。
一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
…
九 プログラムの著作物
「プログラムが著作物」ではなく「プログラムの著作物」とは？

そもそも、著作物とは？

(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

プログラムのうち創作的なものがあるものが著作物

※例示に無くても、著作物として保護された。
東京地判昭57.12.6(昭54ワ10867)スペースインベーダー パートII 事件



実は

創作的性(著作物性)？

「作成者によって
個性的な相違が生じるものであること」
著作物に該当しない(創作的性がないものとして
プログラムであっても保護されない例として
誰が創作しても同じものとなるプログラム
簡単な内容をごく短い表記法によって記述した
もの
ごくありふれたもの

動かないOSSを苦勞して動かしたら著作権は？

それでも、ありません。
- 何を創作したと言えるか？ … きびしい
- 他人が苦勞して動かしたら、別の記述になるのか？ … そうはならない
製品性と著作物性は、直接は関係ない
製品性で著作権があると勘違いしている人が多い

プログラムなら保護されると勘違いしている例1

「製図プログラム事件」
(東京地裁 平成13(ワ)17306号)
1.原告は、いろいろ見た目も処理も似ているので、著作権侵害されたと主張
2.見た目の推測でしかなく、流用された事実は確認できなかったため、棄却
⇒著作権侵害は、「類似」かつ「依拠」が必要

プログラムなら保護されると勘違いしている例2

「宇宙開発事業団事件」
(知財高裁 平成18(ネ)10003号)
1.控訴人は、学生時代からの研究テーマであり、その研究成果で作成できたプログラムと主張
2.被控訴人である団体に所属して、その仕事として作成したプログラムは、自動的に法人著作物で棄却
⇒著作権が無いなら、当然、棄却される
2015年、VMware ESXにLinuxカーネルが使われていると提訴したHellwig氏も棄却

プログラムなら保護されると勘違いしている例3

「混鉄車自動停留ブレーキ及び連結解放装置プログラム事件」(知財高裁 平成21(ネ)10024号)
1.本件プログラムのうち、DHL車側プログラムについては、200行前後あり、制御部分は50行程度
2.複雑で新規性があると主張するが、ハードウェアの動作シーケンスに依存する50行程度のロジックに創作性があると認められず、棄却
⇒新規性を主張しても著作物としては保護されない

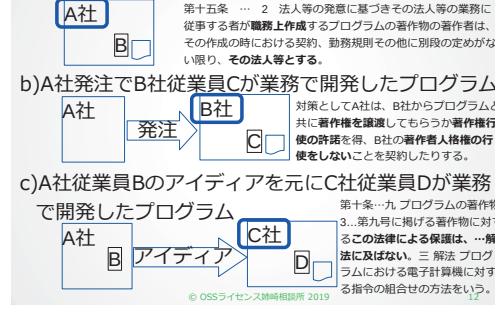
つまり、 「プログラムは著作権法で保護されない」も筋違いですが、

プログラムなら著作権法で保護される
のではなく、
創作的性のあるプログラムが保護される
当然、著作権を所有していなければ保護されない
「ソフトウェアを開発した人の権利は著作権法で守られています(某教科書)というも、ずいぶん、いい加減な表現

創作的性のあるプログラムはどう保護されるのか？

著作物が権利を専有する(他人が行使すれば権利侵害)と法で定義
(複製権)
第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。
…
(翻訳権、翻案権等)
第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

プログラムの著作権者は誰か？



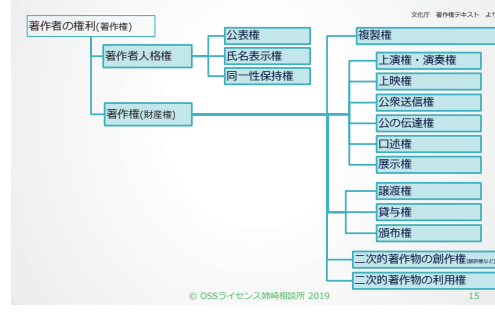
著作権侵害への救済手続

裁判所での民事手続による救済
- 差止請求 (著作権法第112条)
- 損害賠償請求 (著作権法第114条)
- 不当利得返還請求
- 名誉回復等の措置請求
刑事事件として告訴し、刑事罰の適用を求める
- 10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する (著作権法第119条)
- 法人は3億円以下の罰金刑 (著作権法第124条) 両罰規定

著作権とは？

支分権(次ページの)の束であり、
財産権における「〇〇権」は
他人が「無断で〇〇すること」を止めることができる
(条件を付けて、他人が〇〇することを認める)
権利(許諾権)

支分権 なぜ、このような権利が著作者に与えられるのか？



また 許諾がなければ一切、複製も改変もできない？

そんなことはない。
「私的複製は許される」とよく聞かと思う。
～家庭内でのダビングなど。
「これは〇、これは×」というルール
で覚えると間違える。
著作権の基本に、ちょっと触れてみよう

著作権法の目的

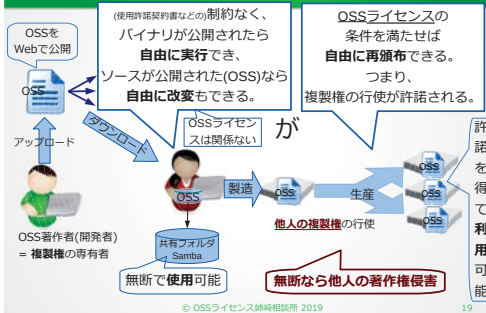
第一条 この法律は、著作者の権利保護を目的とする。
 著作物並びに・・・隣接する権利を定め、
 これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、
 著作物等の権利の保護を図り、
 もつて
文化の発展に寄与することを目的とする。

半田正夫著(2001)

「インターネット時代」の著作権 丸善、P52

著作権は著作物の作成にあたって必ずなんらかの形で
先人の文化遺産を摂取し、これをベースにしているはずである。
 とするならば、新たに作成された著作物も一定の間は創作した人へ
 のご褒美として権利を与え、その独占的利用を認める必要があるが、
 その時期以降はすべての人に開放して、後世の人々が先人の**文化遺産**
のひとつとして自由に利用できるようにしなければならない。
 (中略)また、
 著作物はそれを作成した**著作物個人のもの**であることには間違いがないが、
 見方を変えると、それは**国民全体の共通財産**としての一面を
 もっているともいえる。**「著作権を守る法律**
したがって、たとえ保護期間内であっても、とは、単純に言いがたい
一定の範囲内での自由利用を国民に認めることは
その国の文化の発展にぜひとも必要なことといわなければならない。

ところで、OSSにおけるOSSライセンスの位置づけですが
 「先人の文化遺産を摂取し」「自由に利用できる」ようにする



OSSライセンス、特にGNU GPLは

「保護期間内での自由利用を積極的に推進する」
 自由利用のためにソース開示が許諾条件(GPL)
 ↓ 感化
 プログラム以外に適用できるように
CC-クリエイティブ・コモンズ
 (文化庁「自由利用マーク」)

著作権法と特許法の目的の比較

第一条 この法律は、
 著作物並びに・・・隣接
 する権利を定め、
 これらの文化的所産の公
 正な利用に留意しつつ、
 著作物等の権利の保護を
 図り、
 もつて文化の発展に寄与
 することを目的とする。

第一条 この法律は、
 発明の保護及び利用を図
 ることにより、発明を奨
 励し、
 もつて産業の発達に寄与
 することを目的とする。

公正な利用 ≡ 米のフェアユース(?)

「フェアユース」というワイルドカードではなく、日本国著作権法では個別列挙
 特許にはない20条にも及び「自由に使える場合」
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html
 第五款 **著作権の制限** (第三十条-第五十条)
 例えば
 私的使用のための複製 (第30条)
 図書館等における複製 (第31条)
 引用 (第32条)
 教科用図書等への掲載 (第33条)
 営利を目的としない上演等 (第38条)
 プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等 (第47条の三)
 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等 (第47条の四)
 電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等 (第47条の五)

大々的に「著作権の制限」がある理由

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html
 いかなる場合であっても、
 著作物等を利用しようとするたびに、
 著作権者等の許諾を受けなければならないとすると、
 文化的所産である著作物等の
 公正で円滑な利用が妨げられ、
 かえって**文化の発展に寄与することを目的とする**
著作権制度の趣旨に反することにもなりかねないため
⇒だから、限られた範囲で複製・改変が許されている

文化の発展に寄与することを目的とする 著作権制度の趣旨に反する 理由の私の推察

製品の機能は、それが**特許**であろうがなかろうが
 ユーザ視点で製品価値は変わらない。
 一方、著作物の文章や絵画、音楽などは
 見たり、聞いたり、**著作物**を享受できなければ
 ユーザ視点では価値を認識しようがない。
一定の範囲内で、享受できる機会を与え、
価値を認識してもらうことが文化の発展に寄与する
 からではないだろうか
 ~特許に比べ、権利の主張に**バランス感覚**が必要

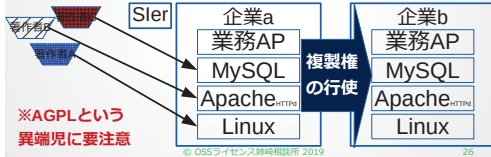
ということで、OSSの自由はライセンスだけではなく

1. 著作権の対象外「**使用**」: 実行
2. 著作権の制限内: 私的な複製・改変
3. 著作権をライセンスで許諾: 再頒布(複製・改変)
4. 著作物が暗黙に許諾: 企業G内での複製・改変

「OSSライセンスにより自由が保証されている」などと
 大雑把に捉えていると他人の著作権を侵してしまう

一般にシステム構築は『使用』の範囲なので
 世界中のWebサービス企業がその恩恵にあずかり、大きく成長した

1. WebサイトからOSSをダウンロード、業務AP開発
 - ・ 著作物がダウンロード可にしており、著作物の複製権の行使
 - ・ Sierがダウンロードしても関係ない - 企業aが所有者
2. 実行のための複製(コンパイル)・改変は著作権の制限内
 - ・ 企業aがやろうが、Sierがやろうが関係ない - 企業aが所有者
 - ・ **ただし、Sierまたは企業aが横展開すれば、それは頒布(利用の範囲)**



著作権法に基づくOSSライセンスの単位は?

製品ではなく、著作物を見る必要がある
 - HW/SW製品自身は、**著作物ではない**
 - 例えば、2017年5月に
 著作権が切れた児童小説
 「クマのプーさん」
 の書籍自身は、
 著作物ではない
 のと同じ
<https://images-na.ssl-images-amazon.com/images/I/51Y%2Bx9v7weL.jpg>

著作権切れで出版された翻訳本の絵が違うのは?

「クマのプー」 <https://www.kadokawa.co.jp/product/321611000170/>
 なんか違う…
 書籍という商品は**著作物でないから**
 著作物 著作権者 1956年死亡
 2017年5月
 著作権切れ
 自由に翻訳・出版可能
 文章 A.A. MILNE
 挿絵 SHEPARD
 自由に流用・出版できない
 2037年5月
 まで切れない

OSSライセンスも著作物単位で考えなければならない

一般の(商用)ソフトウェアライセンスと異なり
 SW/HW製品
 SW/HW製品
 プログラム1 対象範囲 (OSS)ライセンス1
 プログラム2 対象範囲 (OSS)ライセンス2
 画像3 対象範囲 ライセンス3
 著作物ごとに著作者が違うのだから、許諾条件としての
 ライセンスも違い、それぞれで満たす必要がある。

ということで OSSライセンスとは~著作権を権限とした解釈

という論文を執筆し、2013年
 著作権情報センター(CRIC)の
 著作権情報センター(CRIC)の
 「第9回著作権・著作隣接権論文」佳作入賞
 論文公開中→
<http://www.osslicense.jp/OSSlicense/index.html>

「著作権を権限とした解釈」とは

OSS開発者が何の権利で条件を付けているか。
契約の債権を権限とした解釈は
 いろいろ問題が出てくる。一方、
著作権を権限とした解釈により、
 世の中に出回っている都市伝説を
 間違いと認識することができる。

http://www.osslicense.jp/

本日の資料

このスクリーンショットは、OSSライセンス研修相談所のウェブサイトを示しています。ウェブサイトのトップページには「本日の資料」というセクションがあり、いくつかの記事が紹介されています。記事のタイトルには「論文」とあり、内容はOSSライセンスに関する法的な解釈や実践的なアドバイスに関するものと思われます。また、ウェブサイトのデザインは清潔で、情報が整理されています。